

消費者の窓

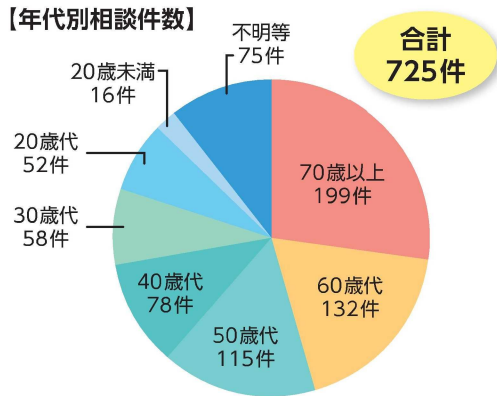
第44号



越前市消費者センター
☎22-3773
受付
平日：午前8時半～午後5時
「消費者ホットライン」
「消費者ホットライン」
局番なしの☎188泣き寝入り

令和4年度 消費生活相談の概要

相談件数は725件で、前年度より80件増えました。高齢者(60歳以上)の相談件数が依然と多く、「通信販売」に関する相談の割合が高くなっています。



高齢者とそのまわりの人に 気を付けてほしい 消費者トラブル10選

- ◆屋根や外壁、トイレなどの“住宅修理”
- ◆保険金で住宅修理を勧誘“保険金申請サポート”
- ◆インターネットや電話、電力・ガスの“契約切替”
- ◆契約内容の“スマホのトラブル”
- ◆健康食品や化粧品などの“定期購入”
- ◆パソコンに警告表示で連絡させる“サポート詐欺”
- ◆“架空請求、偽メール・偽SMS”
- ◆突然の“訪問勧誘、電話勧誘”
- ◆不安をおおる、同情や好意につけ込む“勧誘”
- ◆偽サイトなどに注意“インターネット通販”



出典元：国民生活センター

香害にご理解とご配慮をお願いします

柔軟剤などの香りで困っている人がいます。自分にとって快適な香りでも、不快に感じる人がいることを理解し、使用量の目安などを参考に、周囲にも配慮しながらお使いください。



エシカル消費をご存じですか？

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が、食品など日々の買い物などを通して、自分は何ができるのかを考えてみることで、これが、エシカル消費の第一歩です。

人・社会への配慮 …… 安い商品の流通の裏に隠されたストーリーに、思いを巡らせてみませんか？

地域への配慮 …… 地元の電気屋さん、肉屋さんなどで買い物をしてみませんか？

環境への配慮 …… 日々の暮らしの中で、「もったいない」と思うことは何ですか？

※詳しくは、エシカル消費特設サイト(消費者庁)をご覧ください。 出典元：消費者庁ウェブサイト

越前市消費者グループ連絡協議会 会員募集

安全で安心な消費生活を送るためにいっしょに学びませんか

かしこい消費者になる ~消費生活トラブル回避・解決の知識~
安全な消費生活をおくる ~食生活、家庭用品など衣食住の知識~

消費生活に関する情報や知識を学び、身近な人に情報発信をしましょう。消費生活セミナーなどの受講の機会もあります。

【年間の活動(一部)】

- 県消費者フォーラム等 参加
- 年間を通し、集会場などで市民の消費生活の啓発活動
- 暮らしの広場パネル展等 出展
- 日帰り研修旅行、懇親会
- 学習会 講師を招いた講演など

県消費生活モニター募集

消費生活に関する意見などの収集やアンケートへの回答、行政についての意見・要望の提出、研修会への参加があります。

- 対象 市内在住で20歳以上の人
- 募集人員 2人
- 任期 令和6年4月1日から1年間
- 謝金 3,000円(年額)
消費生活情報等の送付

☎ 市消費者センター ☎22-3773